

令和7年6月25日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条の2第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分法人 行政書士法人エール&パートナーズ
代表社員 石川 裕一

処分年月日 令和7年6月25日（理事会議決日）

処分内容 解散の勧告（解散するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
（東京都行政書士会会則第23条の2第1項第三号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- ① 行政書士法第13条の10（成立の届出等）
- ② 行政書士法第13条（会則の遵守義務）
- ③ 行政書士法第10条（行政書士の責務）
- ④ 東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第12条第1項（対象会員の義務）

- 一 被処分法人は、令和4年1月11日に設立され、本会の法人会員となったが、行政書士法で定められた届出がないまま業務を行っているとして、令和6年7月29日に処分がなされているが、未だに行政書士法で定められた届出をせず、業務を継続している。
 - 一 被処分法人は、苦情申立てに関する苦情解決支援委員会の調査等に応じることはなく、その後の綱紀委員会による弁明の機会にも応じることはなかった。
 - 一 被処分法人は、依頼者から報酬の全額の支払いを受けているにも関わらず、受任した業務を放置し、依頼者からの連絡に応答していない。また、現在まで、報酬及び書類の返還もなされていないことから、依頼者に対し、誠実に業務を行っているとはいえず、行政書士の信用・品位を害する行為である。
- 以上の理由から上記の処分を科す。